

議によつて決定され、賦課されるものである。

から、その請求債権は定期金債権ではない。

(3) 従つて、管理費等の納付額が月ごとに分割されているとしても、個々の分割債権は基本権の存在を前提とするものではないから、その請求債権は民法一六九条の定期給付債権ではなく、その消滅時効期間は民法一六七条により十年である。

(4) よつて、Yの抗弁は理由がなく、Yは、Xに対し、一五四万三、一〇〇円を支払え。

三 まとめ

マンションの滞納管理費は、特定承継人に承継され（区分所有法八条）、競落人も、滞納管理費の支払義務を負う（鎌倉簡判 平九・一二・一二二 判例集未登載）。

一 事案の概要

滞納管理費の消滅時効期間について争われたのは、これまでなかつた。初の判決であろう。

（調査研究部調査役）

滞納管理費の消滅時効期間について争われたのは、これまでなかつた。初の判決であろう。

マンション管理会社が破産した場合、区分

所有者が管理会社の口座に送金した管理費等は、破産会社に帰属し、管理組合に返還請求権はないとされた事例（東京地裁平成一〇年一月二三日判決 控訴 金融・商事判例一〇五三号二七頁）。

二 判決の要旨

(1) Aは、管理組合の管理者の地位にあるとともに、マンションの区分所有者の管理委託契約上の受任者の地位にあり、区分所有者として行い、区分所有者は、管理費等を毎月Y銀行のA名義の普通預金口座に送金し、Aは、これをA名義の定期預金としてYに預け入れ、質権を設定していた。

しかし、Aは、平成四年一月破産宣告を受け、Xが破産管財人に選任された。Xは、平成五年一〇年、AがY銀行に預け入れていた本件定期預金を解約し、Yに対し、その払

戻しを求めた。

Yは、質権の設定とその実行を主張した。

また、本件マンション管理組合Zが、同定期預金はZに帰属するとして、その確認と返還を求めて、訴訟参加をした。

最近の判例から

(10)

マンション管理会社の破産と管理費の返還請求権

（東京地判 平一〇・一・二三 金商一〇五三一三七） 小林 誠吾

で、Aに帰属する。

- (2) 修繕積立金は、区分所有者のために保管するものであるが、一括してA名義の普通預金口座に振込送金されており、区分所有者の意思としては、Aに対する支払いの意思で送金されていると認められるから、修繕積立金部分についても、同口座に振り込まれた時点でAに帰属したというべきである。
- (3) 従つて、本件定期預金債権は、Aに帰属し、Zの請求は失当である。
- (4) Yは、本件預金について質権を設定し、その実行により弁済を受けており、本件質権設定契約は、商法二六五条一項の取引にあたるところ、取締役会の承認を得ていないが、Yにおいて重大な過失があつたとは認められない。
- (5) 従つて、Xの請求は、理由がない。

三 まとめ

本件Xは、別途別銀行に同様の訴訟を提起し、管理組合が訴訟参加した事案がある（東京地判平八・五・一〇 判時一五九六一七〇）。同様、管理組合に返還請求権はないとされている。

区分所有者にとって、厳しい判決である。

マンション居室改装工事の騒音

（東京地判 平九・一〇・一五 判タ九八二一ニニ九） 伊藤 隆之

最近の判例から

(1)

マンションの居室改装工事にダイヤモンドカッターを使用して、受忍限度を超える騒音を発生したとして、施工業者等に対し、階下居住者に慰謝料の支払いを命じたが、山荘、ホテルへの避難経費の請求は、因果関係がないとして棄却した事例（東京地裁 平成九年一〇月一五日判決 確定 判例タイムズ 九八二号二二九頁）

また、解体工事の際、ダイヤモンドカッターを使用した等のため、騒音、振動が著しかった。階下七〇二号室に居住するXらは、同工事により受忍限度を超える騒音、振動等が発生したため、①八月二九日から九月三日まで軽井沢の山荘に滞在し、九月二六日から一〇月三日までビジネスホテルを賃借し、一〇月一三日及び一四日今井浜リゾートホテルに宿泊せざるを得なくなり、また、②妻X₂は頭痛に、長女X₃は強迫神経症に、二女X₄は神経症になつたとして、Y₁に対し、損害賠償を求めた。

二 判決の要旨

Y₁は、昭和六三年、大森駅近くのマンション（一五年）の八〇二号室を借りて居住するにあたり、居室の改造工事をすることとし、一般建築士Y₂に工事の設計監理を、また建設業者Y₃に工事の施工を依頼して、実施した。

同工事は、八月三日から開始されたが、同工事中の同月一日、階下七〇二号室の洗面所の給湯管が破損し、水漏れが発生した。

(1) 本件マンション改装工事によつて発生した騒音・振動が受忍限度を超えるものか否かは、騒音・振動の程度、態様及び発生時間、改装工事の必要性、工事期間、騒音・